

消費税の軽減税率の対象となるもの 8% or 10%

8%（軽減税率の適用）	10%（標準税率の適用）
<p>食品表示法に規定する飲食料品 ビール風ノンアルコール飲料、甘酒 ミネラルウォーター かき氷や飲料に用いられる氷 生きた魚介類 特定保健食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品 栄養ドリンク風の清涼飲料水 おやつや製菓の材料などに用いられる、かぼちゃの種など 人も食べられるペットフード(食品表示法上の飲食料品であるもの) みりん風調味料 桐箱入りのメロン、送料込みの飲食料品 食品のテイクアウト・通信販売・出前・宅配、寿司屋の土産 有料老人ホームにおける飲食料品の提供、学校給食で一定のもの 屋台での飲食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合) コンビニの弁当・惣菜(持ち帰り販売) 客室冷蔵庫内の飲食料品(酒類を除く) 旅客列車内で提供される弁当(メニュー掲載商品、事前予約商品以外) 定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞等の購読料</p>	<p>アルコール分1度以上の飲料 ビール、発泡酒 水道水 ドライアイスや保冷用の氷 生きた牛、豚、鳥等 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品 医薬部外品である栄養ドリンク 栽培用として販売される果物の苗木、種子 人が食べることを予定していないペットフード 本みりん、料理酒 別料金の箱代やギフト包装代、送料 店内飲食、ケータリング、出張料理 社員食堂、学生食堂での飲食 フードコートでの飲食 コンビニのイトイン・コーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品 ルームサービス 旅客列車内で提供される弁当(メニュー掲載商品、事前予約商品、持帰り意思なし) コンビニ、駅構内の売店等で購入する電子新聞の購読料</p>

一体資産(紅茶とティーカップ、おまけ付きのお菓子、高級重箱入りのおせち等)

税抜対価の額が10,000円以下 かつ 食品の価額が全体の3分の2以上は、商品全体が軽減税率の対象となる。

食品と酒など、通常バラ売りの商品をセットにして販売しても、一体資産にはならず、税率の計算は別々に行う。

価格の表示

総額表示が原則だが、令和3年3月31日までは、税の扱いを示したうえで税抜表示も認められる

表示方法	メリット	デメリット
総額表示 11,000 円 (税込)	支払金額が明確	値上がりした印象が強い 価格表示の変更作業が発生
外税表示 10,000 円 (税抜)	値上りした印象が弱い 本体価格が変わらないことをアピールしやすい 価格表示の変更作業が不要	支払総額がわかりにくい 消費税額の把握が困難
税抜価格の強調表示 (税抜金額と税込金額の併記) 10,000 円 (税込 11,000 円)	値上りした印象が弱い 本体価格が変わらないことをアピールしやすい 支払総額が明確	価格表示の変更作業が発生

【店内飲食とテイクアウト】

事業者の判断により、テイクアウト等と店内飲食の税込価格が同じになるように、テイクアウト等の税抜価格を高く設定、または、店内飲食の税抜価格を低く設定し、税込み価格を統一して表示することも可能。

事業者の判断 (お客様から質問があったとき、説明できるようにしておく)

- ・ 出前について配送料分のコストを上乗せする
- ・ テイクアウト品について、容器包装等のコストを上乗せする
- ・ 店内飲食の需要を喚起するため
- ・ 従業員教育の簡素化や複数の価格を表示することに伴う客とのトラブル防止のため

【社内での確認ポイント】

イートインと持ち帰りの違いの区別の方法、レジの打ち方

レジ付近に呼びかけの表示を行うか 例：「店内飲食の方は、お申し出ください」

お酒の販売や店内飲食等について、消費税を8%に据え置いているような宣伝広告は禁止されている

区分経理の方法

旧税率 8 % と軽減税率対象の 8 % とは、同じ 8 % でも内容が異なる 区分記帳

【現金出納帳の例】

月 日	科 目	摘 要	収 入	支 出	残 高
繰越残高					50,000
10月1日	会議費	三島商店 紙皿		5,500	
	会議費	弁当 (8%・軽減)		10,800	33,700
10月15日	水道光熱費	東京電力 電気代 (8%・旧)		15,600	18,100
10月30日	図書新聞費	函南商店 新聞代 (8%・軽減)		4,000	
	図書新聞費	函南商店 雑誌代		3,500	10,600

食品・定期購読の新聞等、軽減税率対象品目は、区分して記帳する。

軽減税率対象品目である旨の記載は、税率区分コードや記号()を用いてもよい。

【請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較】

期 間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年 9 月 30 日まで (請求書等保存方式)	課税仕入れの相手方の 氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額	請求書発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額 <u>請求書受領者の氏名又は名称</u>
令和元年 10 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日まで (区分記載請求書等 保存方式)	上記に加え <u>軽減税率対象品目で ある旨</u>	上記に加え <u>軽減税率対象品目である旨 税率の異なるごとに合計した 税込金額</u>

購入先から交付された請求書等に、「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた者自らが、追記することができる(相手に記載してもらうか、追記しなければならない)。

仕入先などに、前もって、請求書の様式の変更や発行の方法などを確認しておく

領収書の発行・受領の際の注意点

軽減税率対象品目がある場合は、軽減対象である旨と税率ごとに集計した税込対価の額の記載が必要（標準税率のみの場合は、現行の様式を利用することも可能）

- ・ 別途、要件を満たす請求書がある 領主書は金銭受取りの事実を示す役割のみで OK
- ・ 請求書がなく、領収書が請求書の役割を果たす場合 消費税情報が必要
- ・ 市販の様式や手書きの領収書を発行する場合は、記載事項の記載もれに注意する。
- ・ 令和 5 年 10 月からは、「適格請求書等保存方式」に対応するため、更に、適用税率、税率ごとに合計した消費税額、適格請求書発行事業者の登録番号が必要。

10 月 1 日以降の「区分記載請求書」に対応した領収書の例

領 収 書	
令和元年 11 月 1 日	
みしま税理士法人 様	
¥9,800 円	8%対象 5,400 円 10%対象 4,400 円
但し、 <u>お菓子（軽減対象）</u> 、雑貨 上記の金額正に領収いたしました。	
	〒123-4567 東京都中央区中央町 1-1 株式会社 中央商店 ㊞

すべてが軽減税率対象品目の領収書の例

領 収 書	
令和元年 11 月 1 日	
みしま税理士法人 様	
¥5,400 円	現行の領収書に 軽減対象である 旨を記載すれ OK
但し、 <u>お菓子（全商品が軽減対象）</u> 上記の金額正に領収いたしました。	
	〒123-4567 東京都中央区中央町 1-1 株式会社 中央商店 ㊞

令和5年10月1日からの「適格請求書」に対応した領収書の例

<h2>領 収 書</h2>		令和元年 11月 1日
<u>みしま税理士法人 様</u>		
<h3>¥9,800 円 (税込)</h3>		
但し、お菓子 (軽減対象) 雑貨 上記の金額正に領収いたしました。		
内訳	<u>税抜金額</u> 8%対象 5,000 円 10%対象 4,000 円 <u>消費税額</u> 8%対象 400 円 10%対象 400 円	〒123-4567 東京都中央区中央町 1-1 株式会社 中央商店 印 <u>登録番号〇〇〇〇〇〇〇〇</u>

税率ごとの合計額、
消費税額を記載

登録番号記載

適格請求書 ... 売手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝える手段

適格請求書発行事業者登録制度

... 税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける
必要がある (免税事業者は登録を受けられない)

登録申請スケジュール... 令和3年10月1日から提出可能

適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を
受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請
書を提出する。

適格請求書の交付義務免除... バス、鉄道などの旅客の運送、自動販売機のジュースなど
帳簿のみの保存で仕入税額控除 が認められる場合

... 事業者でない者から買い取る古物、質物、建物、従業員に支給
する出張旅費、宿泊費、日当等

売上に係る消費税から購入に係る消費税を控除すること

一定期間 (令和11年9月30日まで段階的に経過措置あり) 経過後、免税事業者や消費者
など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除できな
くなる。

値引き、ポイント利用のルールは、事業者の判断に委ねられる
 値引き前の対価で按分、税率 8%または 10%から優先的に値引く方法、いずれも OK

中央商店スーパー

東京都中央区中央町 1-1 03-123-4567
 令和元年 10 月 2 日

牛肉 ※	¥ 1,650
雑貨	¥ 2,200
割引	¥ 500
合計	¥ 3,350
<u>10%対象</u>	<u>¥ 1,914</u>
<u>8%対象</u>	<u>¥ 1,436</u>
お預かり	¥ 3,500
お釣り	¥ 150

※は軽減税率対象品目

値引き後の税率ごとに
 合計した対価の額を記載
 (税込金額)
 この例では、按分計算

記載がない場合は、
 按分計算となるので、
 追記が必要

値引き、ポイント利用、販売奨励金、委託販売の処理

販売奨励金がある場合は、その目的や性質等によって適用税率が変わる

・販売奨励金がある場合の適用税率の一例

【8%対象】対価の返還

食品に係る販売数量等に応じて支払われる販売奨励金
 食品に係る対価の増額として支払われる奨励金

【10%対象】役務の提供の対価

早期生産等の対価として支払われる奨励金
 販路拡大に係るもの(販路拡大等の対価として支払われる奨励金)
 委託販売に係るもの(委託販売数量等に応じてその委託手数料の増額分として
 支払われる奨励金)

自社ポイントの使用については、販売促進費として処理している場合は、消費税の申告にあたり、値引き（売上に係る対価の返還）への振替処理が必要

- ・自社ポイント使用分を売上値引きで処理する場合は、売上に係る消費税（仮受消費税）を減額することができるが、販売促進費として処理する場合は、不課税扱いとなる。
- ・キャッシュレス・ポイント還元については、消費者にポイントが付く制度なので、事業者の会計処理には、原則として影響がない。

売上 11,000 円 ポイント使用 1,000 円 支払金額 10,000 円

【売上側の会計処理】

売上 11,000 円 (10%)
 売上値引き 1,000 円 (10%)

税率ごとに計算するのが原則だが、申告の際、値引き合計額を税率ごとの売上金額の合計額で按分する方法も認められる

【購入側の処理】

仕入 10,000 円 (10%)

 仕入 11,000 円 (10%)
 仕入値引き 1,000 円 (10%)

どちらの処理をとってもよいが、税率ごとの区分計算は必要

軽減税率が適用される委託販売の処理は、総額処理で行う（手数料相殺後の純額処理は認められない）

- ・自動販売機の手数料は、手数料部分を10%で売上に計上する。
- ・軽減税率対象品目以外の品目のみを取り扱っている場合は、総額処理、純額処理のいずれの方法も適用できる。

【軽減税率対象品目がある場合の処理】

委託者の処理		受託者の処理	
現 行	10 月以降	現 行	10 月以降
売上 10,000 円 (8%) 仕入 1,000 円 (8%) 委託販売手数料	売上 10,000 円 (8%) 仕入 1,000 円 (10%) 委託販売手数料	売上 10,000 円 (8%) 仕入 9,000 円 (8%) 委託者への支払額	左記の処理は認められない
売上 9,000 円 (8%) 仕入 なし	左記の処理は認められない	売上 1,000 円 (8%) 仕入 なし	売上 1,000 円 (10%) 仕入 なし

事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合

売上計上基準（商品や製品の販売、サービスの提供に関する売上を計上する日）を確認し、社内全体で共有化をはかる

・売上計上基準の例

商品等を出荷した日（出荷基準）、商品等を納品した日（納品基準）

販売先が検収した日（検収基準）

役務提供が完了した日（役務提供完了基準）

工事等が完成した日（完成基準）、部分引渡しが行われた日（部分完成基準）

出来高検収書に基づく日（出来高検収基準）、工事進行基準

- ・当社が納品基準であっても、仕入先が出荷基準で旧税率に基づく請求書をしてくれば、旧税率で計算する。

【売上計上基準の違いによる税率の適用例】

取引	取引日	左の各取引日に計上した場合の適用税率	
		軽減税率対象品目	その他
出荷	9月30日	旧税率（8%）	
納品	10月2日	軽減税率（8%）	新税率（10%）
検収	10月3日	軽減税率（8%）	新税率（10%）

経過措置

(1) 月ごとの事務機器の保守サービス

月ごと（20日締め）の作業報告書を作成し、保守料金を請求し、月ごと役務提供が完了するもの場合、9月21日から10月20日までの期間に対応する保守サービスの適用税率は10%でよいか？

役務提供完了日は、10月20日 全額10%（日割按分しなくてよい）

(2) 1年契約の事務機器の保守サービス

月額〇〇円で、代金は1年分を一括収受するが、中途解約時は未経過分の料金を返金する。前受金として計上し月々売上に振り替えている場合、10月1日以降の適用税率は？

役務提供は月々完了 9月分までは8%、10月分から10%

(3) 1年間の役務提供を行う場合

令和1年9月1日に、同日から向こう1年間の役務提供を行う契約を締結するとともに、1年分の対価を受領している場合の適用税率は？

料金を年額で定めており、その役務提供が年毎完了する場合

令和2年8月31日が役務提供完了日になるので、全額10%

1年分の対価を受領することとしており、中途解約時の未経過分について返還の定めがない契約の場合

継続して1年分の対価を受領した時点の収益として計上している場合は、
令和1年9月30日までに収益として計上したものについて、8%を適用して差支えない

(4) ゴルフ場の年会費

ゴルフ場の優先・割引利用といった役務提供を受ける資格を維持させることを目的とする年会費を、年に1回1月1日に在籍する会員から受領（退会しても返還しない）している。この場合の平成30年12月請求の年会費の適用税率は？

月ごとに完了する役務提供の対価として受領するものではなく、年会費の支払いを受けるべきことが確定したときの税率が適用される 全額8%

(5) 短期前払費用として処理した場合

平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの 1 年間の保守契約を締結し、1 年分の保守料金を 4 月に支払っている。この保守料金は、月極めなので、4 月分から 9 月分までの保守料金は 8%、10 月から翌年 3 月までの保守料金は 10% で計算されるが、法人税の申告（3 月決算会社）では、保守料金の全額を支払った事業年度の費用に計上している。

次のいずれかにより処理する

4 月から 9 月分の保守料金のみ仮払消費税を計上し、10 月から翌年 3 月までの保守料金の消費税相当額は「仮払金」として翌期に繰り越す。

1 年分の保守料金について 8% で仮払消費税を計上し、翌期に 10 月から翌年 3 月までの保守料について、8% でマイナス処理し、10% で再計上する。

(6) ディナーショーの料金

10 月 1 日以後に開催するディナーショーについて、その料金を 9 月 30 日までに受領している場合の適用税率は？

事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所、美術館・遊園地等の入場料金を 9 月 30 日までに領収している場合 8% が適用

(7) 貸ビルオーナーがテナントから受け取る電気料金の取扱い

ビル全体の電気については当社が電力会社と契約していることから、毎月テナントからテナント使用分の電気料金を受け取って、収入に計上し、電力会社への支払いを費用に計上している。

経過措置の対象となる契約は、電気の供給を不特定多数の者に対して行う契約をいうので、経過措置の対象にならない

9 月 30 日までの使用分は 8%、10 月 1 日以後の使用分は 10%

(8) 令和 1 年 11 月に確定する 9 月、10 月分の水道料金

継続供給契約に基づき、令和 1 年 10 月 1 日前から継続して供給している電気、ガス、水道料金で、10 月 31 日までに支払金額が確定するものは、8% の税率が適用されるが、前回検針日が 9 月 15 日で、次回が 11 月 15 日である水道料金の適用税率は？

9 月 26 日から 10 月 31 日まで分を月割（1 月未満は 1 月）で按分した金額 8%
残額 10%

(9) 出来高検収書に基づき支払った工事代金

下請業者への支払いについては、出来高検収書を作成し、下請け業者に記載事項の確認を受けることにより、外注費（課税仕入れ）を計上している。下請業者から当該建設工事の目的物の引渡しを受けるのは、令和1年10月1日以後になるので、工事代金は10%により計算する（当社は9月決算）。

9月決算時 出来高検収書に基づき計上した部分は8%

翌期の処理 前期に、出来高計算書に基づき計上した部分は、対価の返還（8%でマイナス）処理し、改めて、全額について10%で処理する

(10) 部分完成基準が適用される場合の建設工事

一定の事実がある場合には、建設工事の全部が完成しないときにおいても、その課税期間において引き渡した建設工事の量又は完成した部分に対応する工事代金は、その引渡ししたときの売上に計上している。この場合の適用税率は？

部分引渡しが行われた日により適用税率を判定する

9月30日までの部分引渡しについては8%、
10月1日以後の部分引渡しについては10%が適用

(11) リース資産のリース料（分割控除）

令和1年9月30日までに契約し、引渡しを受けたリース資産に係るリース料の適用税率は？

リース資産を資産計上処理している場合

引渡しがあった時に、リース資産全額につき8%（一括控除）

リース料として賃貸借処理している場合

リース料について8%（分割控除）

(12) 自動継続条項がある賃貸借契約

平成31年3月31日までの間に締結した資産の賃貸借契約に基づき、令和1年10月1日前から引続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、その契約の内容が次の **及び**、又は、 **及び** に掲げる要件に該当するときは、8%が適用される。

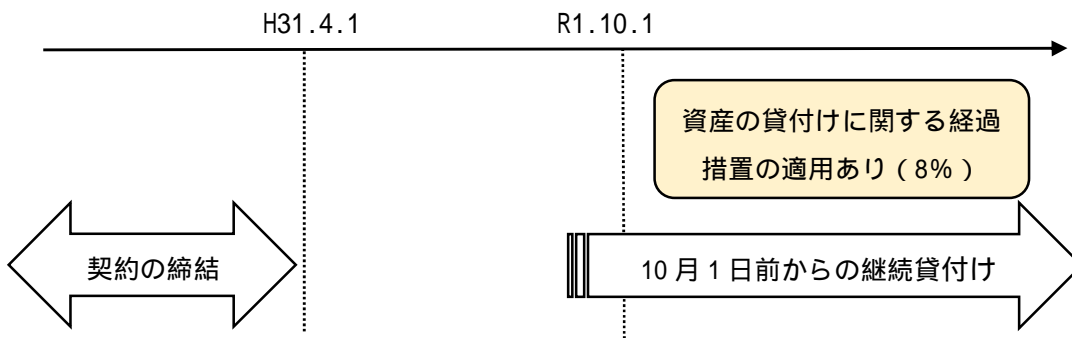
資産の貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていること

事業者が事情の変更その他の理由により、賃料の変更を求めることができる旨の定めがないこと

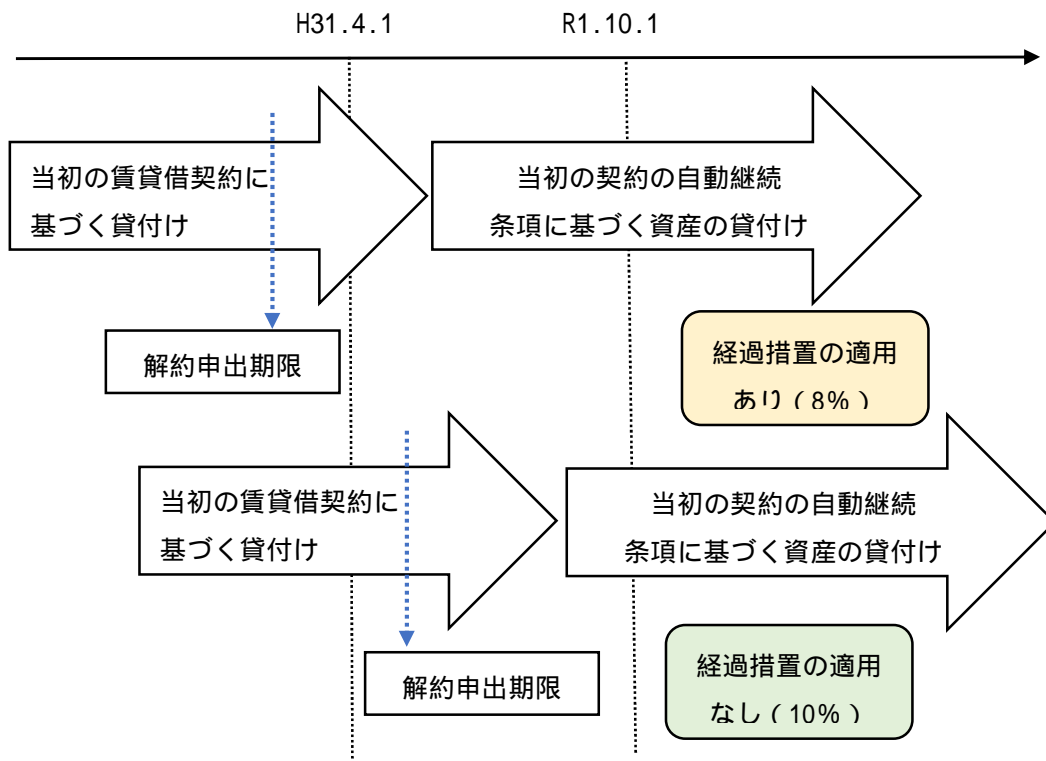
契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと並びに当該貸付けに係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額の合計額のうち当該期間中に支払われる貸付対価の額の合計額の占める割合が90%以上であるように当該契約において定められていること

上記の要件は、主に、備品等のリース契約に該当する。

自動継続



解約申出期限付き自動継続



住宅税制

(1) 住宅取得資金の贈与税の非課税（令和3年12月31日まで）

父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自らの住宅家屋の新築、購入またはリフォーム等の対価に充てるための金銭を取得したとき

下記 以外の場合

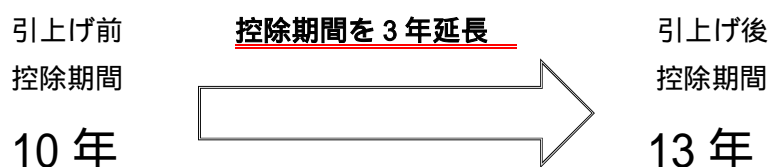
	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成28年1月1日から 令和2年3月31日まで	1,200万円	700万円
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	1,000万円	500万円
令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	800万円	300万円

住宅用家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	1,500万円	1,000万円
令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	1,200万円	700万円

(2) 住宅ローン控除

消費税率10%が適用される住宅の購入やリフォームを住宅ローンを組んで実施したとき、所得税額から控除できる税額控除額が拡大された。



延長された3年で、建物購入価格の消費税率2%相当分を減額